



令和8年(2026年)7月から **加熱式たばこ** も対象です



# 世田谷区たばこルール

Setagaya City Smoking Rules / 世田谷区吸烟规则 / 세타가야구 흡연 규칙

世田谷区では、たばこを吸う人と吸わない人がお互いに理解しあい、区民、事業者、行政が協力してたばこマナーが向上するまちづくりを進めるため、「世田谷区たばこルール」を定めています。

## 道路、公園では、指定喫煙場所を除き喫煙しない

Do not smoke on roads or in parks, except in designated smoking areas.  
在道路和公园内，请勿吸烟，指定吸烟区除外。  
도로와 공원에서는 지정된 흡연 구역을 제외하고 흡연을 금합니다.



## 道路、公園、他人の土地などに 吸い殻や空き缶などをポイ捨てしない

Do not litter cigarette butts, cans, or any other trash on roads, in parks, or on other people's property.  
请不要在道路、公园或他人土地上乱扔烟头、空罐等垃圾。  
도로, 공원 또는 다른 사람의 토지에 담배꽂초나 빈 캔 등 쓰레기를 버리지 마십시오.



## 家の外、店の前などの屋外では、公共の場所にいる人に たばこの煙で迷惑をかけないように配慮する

When smoking outdoors, such as outside your house or in front of shops, be considerate so that smoke does not bother people in public places.  
在家门外、店铺前等户外吸烟时，请注意不要让烟雾影响在公共场所的其他人。  
집 밖이나 가게 앞 등 야외에서 흡연할 때에는, 공공장소에 있는 사람들에게 담배 연기로 피해를 주지 않도록 배려해 주십시오.



## 屋外のみんなに開放された場所では、歩きたばこや自転車に乗りながらの喫煙はしない

In outdoor public spaces open to everyone, do not smoke while walking or riding a bicycle.  
在户外公共场所，请不要一边走路或骑自行车一边吸烟。  
모두에게 개방된 야외 장소에서는 걸거나 자전거를 타면서 흡연하지 마십시오.

## 事業者は、店舗、事務所などの敷地では、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知に協力する

Business operators should cooperate in improving the environment on their premises, such as removing or relocating ashtrays and securing appropriate smoking areas, as well as informing people of the rules.  
经营者应在店铺、办公室等场所内，协助进行环境整理，如撤除或迁移烟灰缸、设置适当的吸烟场所，并配合宣传相关规则。  
사업자는 점포나 사무실 등의 부지에서 재떨이의 철거·이전, 적절한 흡연 장소의 확보 등 환경 정비와 규칙 안내에 협력해야 합니다.

指定喫煙場所の新規設置や維持管理に係る経費に対する補助制度があります。

喫煙は指定喫煙場所で

〈世田谷区たばこルール・受動喫煙に関するご相談〉

世田谷区受動喫煙相談コールセンター TEL 03-5432-2928

平日(月曜日から金曜日まで) 午前 8 時 30 分から正午、午後 1 時から午後 5 時 15 分まで  
(補足) 祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。

世田谷区たばこルール



# 主要駅周辺の指定喫煙場所

## 下北沢

- 1 しもきた喫煙所指定喫煙場所
- 2 下北沢駅トレーラーハウス2号指定喫煙場所
- 3 下北沢駅トレーラーハウス1号指定喫煙場所
- 4 ミカン下北指定喫煙場所

## 三軒茶屋

- 1 ファミリーマート三軒茶屋駅前店指定喫煙場所
- 2 三軒茶屋指定喫煙場所
- 3 株式会社PWL指定喫煙場所
- 4 西沢商店指定喫煙場所

## 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例

令和2年4月1日に、改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例が全面施行され、多くの人が利用する全ての施設において、原則屋内禁煙となりました。  
決められた場所以外では、喫煙はできません。

制度の詳細等は、**世田谷区 HP** をご覧ください。



## 屋外での喫煙について

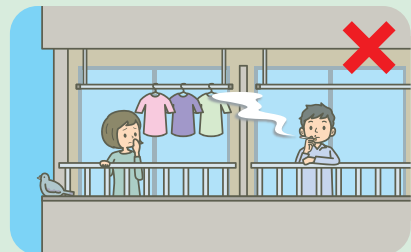
屋外(※)は、法令の規制の対象外となりますが、周囲に受動喫煙を生じさせないよう配慮する義務があります。

※学校や病院などの第一種施設を除く。

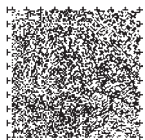


## プライベートな居住場所での喫煙について

法令では、住居やベランダなどのプライベートな居住場所は、規制の対象外とされていますが、互いを思いやる行動をとることにより、「望まない受動喫煙」の防止が図られるよう、周囲の状況にご配慮をお願いします。



世田谷区では、禁煙支援を行っています。  
詳しくは、世田谷区HPをご覧ください。



〈お問い合わせ〉

世田谷区環境政策部環境保全課

TEL 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981

※庁舎移転に伴い令和9年(2027年)1月より番号が変わります